■質問と回答 説明項目	質問	回答
【資料-1】令和4年度	(資料P.3)	 資料-4に記載した内容は、企画部(旧建設)における評価基準であり、港湾空港部の評価基準にお
総合評価落札方式の取り組みについて	下請け表彰の配点が「0.5点」となっていますが、資料4のP12では、 施工能力評価型のみで、1点加点となっています。この配点の差と 資料4が「施工能力評価型のみ」となっている理由は何でしょうか。	いては資料-1のP3に記載の評点基準となります。 また、下請負表彰の対象者についても、港湾空港部発注工事においては総合評価タイプにかかわらず優良工事の下請負企業が対象となります。
	(資料P.5) この制度は「表彰」ではなく「認定」でよろしいでしょうか。【表彰対象】となっています。 また、認定であれば、認定社の数に限度はないということでよろし	資料のP5は、ご指摘のとおり「認定」の制度ですので【表彰対象】は誤謬でした。申し訳ございません。 【認定対象】に訂正させていただきます。 また、認定者数に限度はございません。
	いでしょうか。 (資料P.5) 「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に完成した工事を認定の対象にするとは、「令和4年度内に完成」した工事であれば、令和2年度or令和3年度契約であっても対象ということでしょうか。それと	契約時期は問わずに、令和4年度内に完成した工事において、認定基準を満たせば認定の対象に 該当します。
	も令和4年度に契約した工事だけでしょうか。 (資料P.5) 令和5年度より評価開始かつ加点開始予定となっていますが、令和	資料の記載について、「港湾空港部における加点開始は令和5年度からを予定」ではなく「令和5年
	(資料P.5)	新規制度の初年度であるため、工期末の時期によっては取組期間の確保が困難な案件が生じるこ はこついては大変申し訳ございませんが、ご了承をお願いいたします。
	しかし、7月に入ってからの周知では、例えば認定基準案の「3次元データを扱う各段階」が終了していて講習会の開催時期を逸している場合もあるので、発注時期により不平等になるのではないでしょうか(③の質問に関連しますが、特に工期が2か年にわたり令和4年度に完成する工事は事前測量が終了しています)。	
	(資料P.5) 認定の流れが「等」や認定基準が「案」となっていますので、今後認定される講習会の細部にわたる内容(最低限実施すべき事項、実施計画書・報告書様式、監督員の確認基準、選定委員会の認定基準等)の説明会or説明資料が周知されるということでよろしいでしょうか。実施後に項目不足等を指摘されたり、監督員により確認内容が異なったりして、認定に至らないと困ります。また、認定を受けるため、過度な内容となる可能性もありますので、技術提案のオーバースペック提案公表のような防止策はあるのでしょうか。	参ります。 また、公表資料(別添-2)の補足といたしまして、 3. ICT人材育成講習会の評価 に該当する工事 ※3. ①~③を満たす工事を認定条件としておりますが、 ②の講習内容は、5項目の内、いずれかに関する内容の講習会 であれば認定対象としております。 また、令和4年度に旧建設で認定された事例では、1回目座学。 2回目実技等とした事例が多かったとのことです。 認定条項については以上であり、個別の説明会等は予定しておりませんが、今後の申請状況を踏
	(資料P.5) 工事ではなく、企業認定制度ですから、ICT活用工事を複数受注していても1件だけ認定基準を満足すれば、評価・認定されるということでよろしいしょうか。それとも、すべての受注ICT工事で講習会を開催しなければならないのでしょうか。 また、2回以上の講習会は、工事ごとに開催しなければないのか、それとも企業全体で2回以上開催すればよろしいのでしょうか。	
	(資料P.5) 【ICT人材育成推進企業認定】制度に関して対象となる工事が、【当該年度に完成した北陸地方整備局発注(港湾空港関係)のICT活用工事】とありますが、【BIM/CIM活用工事】は対象とはならないのでしょうか?	
	(資料P.5) ICT人材育成推進企業認定は、公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向け、3次元データを扱う技術者育成を図るために行われると思いますが、表彰認定対象は、ICT活用工事のみとなっております。BIM/CIM活用工事は対象外となるのでしょうか。	
	(資料P.5) 上記と同様に、発注者指定のICT活用工事の対象でない場合で、 受注者が自らがICTを活用し、認定基準を満たす講習を行った場合 は認定の対象となるのでしょうか。	認定の対象は、ICT活用工事(発注者指定型または受注者希望型で、下記①~⑤の施エプロセスの各段階においてICTを全面的に活用する工事)のみとなり、対象工事において全ての認定基準 (ICTの全面的活用、工事成績80点以上、下記①~⑤のいずれかに関する講習会(4H以上/1回)を2回以上開催)を満たした場合にのみ認定されることとなります。 【ICT活用工事における実施対象項目】 ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品。 ※施工工種により実施対象項目数(最大5項目)が異なります。特記仕様書、入札説明書に実施対象項目を記載しております。
	(資料P.6~8) 「地元作業船活用に係る技術審査時の評価について」、地元作業 船活用の試行を行う場合の技術提案評価型S型の標準的な配点 についてご教示願います。	技術提案型S型の場合は、技術提案が2テーマの場合40点満点、1テーマの場合は30点満点となります。また、企業の能力等が8.5点満点、技術者の能力等は9点満点、地域精通度・地域貢献度が2.5点満点で、以上の合計点が全体点数となります。また地元作業船評価点は、地域精通度・地域貢献度の2.5点の内数となります。
	(資料P.6) 積算(回航・えい航費及び施工歩掛)も地元船で行うのでしょうか。 地元船が標準規格よりも大型の場合、標準規格の積算であると持 ち出しや下請けへのしわ寄せが生じます。	対象制度については施工内容の外、ご指摘の内容なども踏まえて標準積算と乖離しない場合などに適用することを想定しています。
	(資料P.7) 表の「作業日数」の定義は、積算上の日数の受注者の計画日数の 工事完成後の実績日数(精算)のいずれでしょうか(H30dの作業船 の保有形態の評価は、実作業日数)。 積算上の日数の受注者の計画日数は、現場条件の変更等により 変わる可能性があります。変わった場合の取り扱いも教えてくださ	
【資料-4】令和4年度施工基準に関する取り組みについて	い。 (資料P.12~14) 記載されている年度、表彰件数(3件程度)、「ICT活用工事成績優秀 企業認定」等は、道路・河川のものではないでしょうか。資料1との 違いが多々あります。	これまでは、港湾工事におけるICT活用工事の件数が少なかったことから、港湾工事において「ICT活用工事成績優秀企業認定」は、行っておりませんでした。整備局としまして、「ICT活用工事成績優秀企業認定」を令和3年度完成工事を対象とした令和4年度認定を最後に廃止し、新たに令和3年度完成工事を対象とした令和4年度認定として、「ICT人材育成推進企業認定」が創設されたところです。
	(資料P.14)	港湾工事においてもICT活用工事が拡充して来ていることから、港湾工事における「ICT人材育成推進企業認定」は、令和4年度完成工事を対象とした令和5年度認定からとしております。表彰件数(3件程度)は、「生産性向上技術活用表彰」の表彰件数となります。 ICT人材育成は、「表彰」ではなく正しくは「認定」となります。資料を修正致します。
	人材育成制度は「表彰」ではなく「認定」でよろしいでしょうか。右側「 段落目では、「表彰対象」、2段落目では「認定フロー」と違っていま す。 (資料P.14)	1
	資料―4 p14のICT人材育成の場合、「成績評定点が80点以上」とありますが、「生産性向上」の場合、成績評定点の仕切りがありませんので特段、気にする必要がないのでしょうか。また、資料の朱色下線部分にあります、「一定の効果が得られたもの」とありますがこの点も曖昧ですし、有効性、先進性、独自性、波及性の各種基準(仕切り)をお示しいただけますようお願いします。	また、有効性、先進性、独自性、波及性につきましては、定量的な基準は設けておりません。